



令和2年5月18日

各位

会社名 SRSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 重里 政彦
(コード番号：8163 東証1部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
(TEL 06-7222-3101)

当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」について、その有効期間が満了する令和2年6月25日開催予定の当社第52期定時株主総会の終結の時をもってこれを継続せず、廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値の源泉を理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。従いまして、企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある不適切な大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であるとの観点から、当社は、平成20年6月27日開催の当社第40期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき導入し、以後、継続のご承認をいただきまいりました。（平成29年6月29日開催の当社定時株主総会において承認された買収防衛策を、以下、「本プラン」といいます。）

本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、コーポレートガバナンス・コードの浸透等の当社を取り巻く環境の変化や、買収防衛策をめぐる最近の動向、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見等を踏まえ、慎重に検討してまいりました。その結果、当社は、本プランの必要性が相対的に低下しているものと判断し、本日開催の取締役会において、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に取り組むとともに、当社株式に対する大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討等のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適宜適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主の皆様のご共同の利益の一層の確保、向上に努めてまいります。

以上